

裁 決

審査請求人

千葉市中央区中央3丁目9番9号

エレル千葉中央ビル6階

審査請求人代理人 弁護士 勝俣 友紀子

処分庁 市長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成29年12月28日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

市長が請求人に対し行い平成 年 月 日付け で通知した生活保護法第78条の規定による費用徴収決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、法第78条の規定による費用徴収決定（平成 年 月 日付け で請求人に通知したものである。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 請求の理由

ア 本件事実の経過

ケースワーカーからの指示に従わないという意図はなく、最終的には担当ケースワーカーから指定された同年8月末までに各資料を提出したにも関わらず、法第63条の規定による返還ではなく、法第78条の規定による徴収とされたこと、②徴収額に全く相続人2名への分割の事実が加味されておらず、不当に高い金額の返還額の決定がなされたことの2点につき不服申立てをするものである。

イ 本件は法第63条の規定による返還の決定をすべき事案であること

平成18年3月30日社援保発0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知にて、法第78条の規定による費用返還が妥当であると考えられる場合として、以下のような状況が認められる場合を挙げている。

- ①届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかったとき。
- ②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- ③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

本件においては、先にも述べたとおり、請求人は指示に従わないという意図は全くなく、指示への応答は遅れたものの、最終的には指示に従ってきた。その上、申告に当たり明らかに作為を加えたということもないため、本件は上記①から③までのいずれの場合にも該当しない。

よって、本件では同じ返還の決定をするのでも、法第78条の規定によるのではなく、法第63条の規定による返還の決定をすべきである。

ウ 決定した返還金額が不当であること

まず、大きな金額として、共同相続人である姉2人の相続分■万円につき、請求人が得て、費消したとする認定が不当である。確かに、請求人は各■万円につき、姉2人に対して送金するなどして引き渡すことは行わなかった。しかし、それは、請求人が姉2人に金銭を引き渡した後に、姉2人から長女に贈与するという手立てが不便であったことから、便宜上、姉2人への相続分の金銭の引渡しを省いたに過ぎない。ただ姉2人の

手に一度も相続分が渡っていないことの一事をもって、請求人が姉2人の相続分■万円を得たと認定するのは、不当である。

また、額としては少額ではあるものの、初穂料■万円についても収入認定から除外されないことは不当である。この初穂料は、相続不動産売却時の地鎮祭のために支払ったものである。請求人としては、この費用が業者から当然に必要なもののように請求されたため、支払いをした。この点につき、処分庁は地鎮祭を行うかどうかは請求人の気持ちの問題であり、地鎮祭を必ずしも行う必要はなかったとして、この金額を控除しなかった。

しかし、不動産に関する工事を行う際に地鎮祭を行うのは一般的であり、工事の一環として組み込まれているものと考えても不合理とは言えない。そして、そのような地鎮祭を行わないという選択を請求人がするのは困難であるから、相続不動産の換価に要した費用として控除されるべきである。

加えて、本件は先述のとおり法第63条の規定による返還決定がなされるべき事案といえるところ、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（法第1条）に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、現に返還に耐えうる資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還したのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

そこで、本件をみるに、請求人は現に生活保護を受給している者であるところ、そこから分割返還が可能とはいえ、およそ■万円もの多額の金員を返還したのでは、請求人は長期に亘り最低限度の生活以下の水準における生活を強いられることとなる。そのため、本件においては、請求人の生活状況に鑑み、全額ではなく、その一部につき返還を求めるなどの決定がなされるべきである。

このように、請求人に対し最低限度の生活の保障という法の趣旨、目的に反する返還額の決定は違法、不当である。

エ まとめ

以上のとおり、本件処分は違法、不当な処分であるから、速やかに取り消されるべきである。

2. 処分庁の弁明

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

ア 処分庁は、平成12年1月5日、請求人宅を訪問し、不動産売却による売却益が生じた場合に対する法第63条費用返還義務について説明し、「生活保護法第63条による費用返還義務について」という通知文を交付した。

イ 処分庁は、平成24年11月9日、請求人から、土地売却が決まったこと及び売却収入の親族間での分割については改めて親族と話し合いを行うことになるため、恐らく■■■■万円程度になるであろうということを取捨する。

ウ 処分庁は、平成24年11月29日及び同年12月3日、請求人に対し土地売却に関する進捗状況について改めて聴取したところ、「登記等の事務処理に時間を要しており、思うように進んでいない旨」の説明を受けた。

エ 処分庁は、平成25年4月19日、請求人宅を訪問し、土地売却の進捗状況について聴取すると、「後日改めて書類整理のうえ報告する。」と説明を受けた。

オ 処分庁は、平成28年1月20日、請求人宛てに架電し、「土地の売却金額は■■■■万円で、その3分の1にあたる■■■■万円を受領した旨」「受け取ったお金は、(世帯分離していた)長女の学費に充てたこと。」「当時の担当職員には売却金額を受領したことについては伝えていない旨」を聴取し、請求人に対し、受け取ったお金については支給した扶助費の範囲内で返還となることを伝え、挙証資料の提出を指示した。

カ 処分庁は、平成28年2月2日、請求人宅を訪問し、「土地売却の資料を探し、早急に持参すること。」と指示する。

以降、平成28年は、2月12日、同月16日、3月10日、同月22

日、4月8日、6月8日、7月15日、8月23日、9月15日、10月24日に、平成29年は、6月28日、8月8日に土地売却に関する挙証資料の提出を指示した。

キ 処分庁は、平成29年9月11日、請求人の姉である■■■■氏宛てに架電し、「平成24年10月に、土地売却に伴う収入■■■■万円を相続人である姉らと3人で分配している旨を聴取しているが、当該聴取事実のとおり分配金を受領しているか。」と質問したところ、■■■■氏は「土地売却についての話は聞いていたが、売却に伴う収入の分配金は受け取っていない。」と回答を得る。その際、分配金を請求人の長女の学費に充てるといった申し出は一切なかった。

ク 平成29年9月11日、請求人から入電があり、改めて、「土地売却に伴う収入■■■■万円について、兄弟で分配したか。」と質問したところ、■■■■万円ではなく、■■■■万円全額を受領した旨聴取する。

ケ 処分庁は、平成29年9月21日、請求人及び請求人代理人弁護士（以下「代理人」という。）が来所し、不動産売買契約書、領収書及び生計状況変動届を受理する。また、その際に、売却収入■■■■万円のうち、経費を除いた残額については、長女の学費に充て全額費消した旨を聴取する。

処分庁は、請求人に対し、正式な返還金額については、後日通知する旨を説明し、請求人から了承を得る。

コ 平成29年9月27日、代理人から処分庁に対し、「ご連絡」と題する文書が遺産分割協議書及び領収書とともにFAXされた。

サ 処分庁は、平成29年9月28日、売却収入■■■■万円から、必要経費■■■■円を除いた■■■■円を法第78条の規定による保護費の徴収金として決定する。

シ 処分庁は、平成29年9月29日、請求人宛てに架電し、土地の売却収入について、法第78条の規定による徴収金として決定したこと及び正式な徴収金額を伝えた。

請求人から、代理人とともに来課すると伝えられたため、来課時に内容説明及び「生活保護法第78条に基づく保護費の徴収について」という通知文を交付することとした。

ス 処分庁は、平成29年10月16日、請求人及び代理人が来課した際に、「生活保護法第78条に基づく保護費の徴収について」という通知文を交付するとともに、改めて決定内容について説明し、納付書を交付した。

(3) 法の仕組み

ア 法第78条とする場合について

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる（法第78条）。

また、法第78条によることが妥当な場合は、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-1（答）②（a）は「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。」と、同（c）は「届出又は申告に当り特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」としている。

イ 法第63条によることが妥当な場合について

問答集問13-1（答）①（a）は、法第63条によることが妥当な場合は「受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき。」としている。

ウ 費用徴収額の算定について

問答集問13-23（答）（3）は、「～収入の届け出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収とすべきである。」としており、また、問答集13-25（答）は、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴

収に応ずる能力)が考慮されるというものではない。」としている。

(4) あてはめ

ア 請求人が得た収入額について

請求人は、土地売却益である■■■■万円を3人の相続人で分割し、■■■■万円を得たと主張する。そして、その挙証資料として平成24年10月3日付け遺産分割協議書(以下「本件遺産分割協議書」という。)を提出する。

しかし、その主張は信用性を欠き、また、形式的に過ぎると言わざるを得ない。処分庁が認定したとおり、■■■■万円全額を請求人が受領したとみるべきであるので、以下その理由を述べる。

請求人は、平成24年10月16日に■■■■万円を、同月29日には■■■■万円を■■■■から受領した。その後、請求人の姉らに相談し、姉らの相続分である各■■■■万円の計■■■■万円は長女に贈与し、代わりに請求人が換価に要した費用全額を負担することとなったと請求人は主張するが、主張を証明する客観的資料がない。

処分庁が平成29年9月11日に請求人の姉である■■■■氏に売却収入について問い合わせたところ、売却については話を聞いていたが、売却に伴う収入は受け取っていないとの回答を得ており、また、遺産分割協議書に記載されている相続人■■■■については、処分庁が保有する■■■■氏が筆頭者の改製原戸籍を確認したが、■■■■又は■■■■の相続人である旨を確認することができなかった。

このことからすれば、請求人の姉らが長女の学費に充てるようにとの厚意で長女に贈与したという事実と相違する。請求人は、同日に電話で担当ケースワーカーに■■■■万円全額を受領したと述べ、同月21日に、代理人とともに来所し、■■■■万円の収入を得たが、経費を除いた残額は長女の学費に充てて消費したと述べ、それに沿う生計状況変動届を提出している。請求人は、同月27日付けで、代理人を通じて、姉らから請求人の長女に贈与したとの事実をこの時点で初めて主張してきたが、費用の徴収又は返還を免れるための抗弁と言わざるを得ない。

さらにいえば、仮に請求人が主張する金銭の流れがあったとしても、結

局、土地売却収入■■■■万円の内、換価費用は全額請求人が負担し、その残額は請求人の長女の学費に充てられたとすれば、それは実質的に姉らの相続放棄であり、■■■■万円のみを請求人の相続人の相続とみるべきではない。

イ 費用徴収の決定について

(ア) 処分庁は、前記(2)アのとおり、平成12年1月5日、請求人に対し、本件土地を売却した場合に対する法第63条費用返還義務通知について説明し、「生活保護法第63条による費用返還義務について」という通知文を交付した。これは、問答集問13-1②(a)の「届出又は申告について口頭又は文書による指示をした」ときに当たる。

(イ) 請求人は、前記(2)イのとおり、平成24年11月9日、処分庁に対し、土地売却が決まったが、売却収入の分割について改めて親族間で話し合うことになるかと述べたが、同年10月3日付け遺産分割協議書が成立していたのであれば、既に分割については話し合いが済んでいたはずであるのに、虚偽の報告をしている。

(ウ) 請求人は、前記(2)ウのとおり、平成24年11月29日及び同年12月3日、処分庁からの土地売却に対する進捗状況についての説明の求めに対し、「登記等の事務処理に時間を要しており、思うように進んでいない。」と述べた。

しかし、前記アで述べたとおり、請求人は、平成24年10月中に120万円全額を受領しているほか、不動産登記手続きを同月29日に完了させ、所有権が移転している。そして、登記費用については同月24日に■■■■に支払い、土地確定測量、境界標識設置、調査及び書類作成に係る費用については同月29日に■■■■に支払い、土地売買媒介手数料も同日に■■■■に支払っており、全ての必要経費の支払を同月中に終えている。

すなわち、請求人は、平成24年11月29日及び同年12月3日時点において、既に生計状況変動届の提出が可能であったにも関わらず、処分庁に虚偽の説明をして、届出を怠ったのである。

(エ) 請求人は、前記(2)オのとおり、平成28年1月20日、処分庁が

らの土地売却収入についての説明の求めに対し、「土地の売却金額は■■■■万円、その3分の1にあたる■■■■万円を受領した。」と述べ、生計状況変動届に記載した120万円全額を受領したとの事実と異なる虚偽の説明をしている。

(オ) 前記(2)エからカまでのとおり、その後も処分庁は再三に渡り資料の提出を口頭で求めたが、請求人は、書類を紛失した等と言って、長年に渡って処分庁への届出を怠った。

(カ) 以上のことは、土地売却収入について平成12年1月5日に届けるよう口頭及び文書で指示し、平成24年11月9日以降も再三に渡って口頭で指示していたにも関わらず、それに応じていなかったのだから、問答集問13-1②(a)「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。」に該当する。

なお、処分庁が生計状況変動届が提出されてから本件処分を行ったのは、資料の提出があって初めて収入額及び必要経費が確認できたためである。

また、請求人は、前記(イ)、(ウ)及び(エ)のとおり届出をしない理由及び収入の状況について虚偽の説明をしているので、別冊問答集問13-1(答)②(b)「届出又は申告に当り明らかに作為を加えたとき」又は同(c)「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」に該当する。

ウ 費用徴収額の算定について

不動産収入■■■■万円のうち、前記(3)ウのとおり、請求人が受領した不動産売却収入から必要最小限の実費として、登記費用、土地測量費及び媒介手数料を控除した■■■■円で決定した。

なお、請求人の主張する初穂料の控除については、一般的には、地鎮祭は、施工主が土木、建築などの起工に先立ち、その土地の神を祭り、工事の無事を祈る儀式と解されるものであり、売却時の不動産取引に際して

必要となるものではないことから、必要最小限の実費としては控除できないと判断した。また、公金である生活保護費で、宗教的行事である地鎮祭の費用を賄うべきではない。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1のとおり、本件は法第78条が適用される事案ではないこと、決定した返還額が不当であること等を主張しており、これらを理由に本件処分が違法又は不当を主張していると解されるので、以下検討する。

2 認定事実

(1) ■■■■■氏（明治■■■年■■月■■日生まれ）は、昭和■■■年■■月■■日に死亡した。

■■■■■氏（大正■■■年■■月■■日生まれ）は、■■■■■氏の妻であり、平成■■■年■■月■■日に死亡した。

■■■■■氏（昭和■■■年■■月■■日生まれ）は、■■■■■氏の長男であり、昭和■■■年■■月■■日に死亡した。

■■■■■氏（昭和■■■年■■月■■日生まれ）は、■■■■■氏の長女であり、■■■■■氏（昭和■■■年■■月■■日生まれ）は、■■■■■氏の二女であり、請求人（昭和■■■年■■月■■日生まれ）は、■■■■■氏の二男である。

なお、■■■■■氏の相続人は■■■■■氏のみであり、■■■■■氏は、昭和■■■年■■月■■日に■■■■■氏及び■■■■■氏夫妻の養子（普通養子縁組）となった。

(2) 処分庁は、平成11年12月27日、請求人世帯（請求人、請求人の母、請求人の長男、請求人の二男、請求人の長女、請求人の妻）に対し、法に基づく保護を開始した。なお、請求人の母（■■■■■氏）は、死亡を原因として、平成■■■年■■月に世帯分離され、請求人の妻及び請求人の長男については、平成28年3月に世帯分離されている。また、請求人の長女については、大学進学に伴い、平成23年4月1日から平成27年3月31日の間、世帯分離されており、その後、転出に伴い、同年9月に、再度世帯分離されてい

る。

(3) 請求人は、平成11年12月27日、処分庁に対し、**■**氏が所有する本件不動産を売却するという事で不動産会社と専任媒介契約を締結している旨の申立てをした。

(4) 処分庁は、平成12年1月5日、請求人世帯に対し、「法第63条による費用返還義務について」と題する通知を渡した。同通知には、「貴方保有の土地・家屋の処分（売却）による資力の発生に対し、発生時までの支給済扶助費（医療費含）内で費用返還義務が生じます。処分（売却）決定の際は直ちに事務所までご報告下さい。万一に報告・返還等怠りますと不正受給ともなり兼ねませんのでご理解・ご協力の程宜しくお願い致します。」と記載されていた。

(5) 請求人は、平成24年10月3日、本件不動産（**■**氏の遺産）について、**■**氏及び**■**氏との間で遺産分割協議（以下「本件遺産分割協議」という。）を成立させた。本件遺産分割協議の内容は次のとおりである。

なお、本件遺産分割協議書には、請求人、**■**氏及び**■**氏の署名及び押印がある。

ア 請求人は、本件不動産を相続する。

イ 請求人は、本件不動産を売却し、その取得代金を3等分して、相続人**■**にその3分の1を、相続人**■**に3分の1を与えるものとする。

ウ 前記ア及びイの決定は、登記名義は、請求人が取得するものの、実質は、相続人が各3分の1の持分を相続することを意味するものである。

(6) 請求人は、平成24年10月16日、本件不動産を**■**万円で**■**に売却し、同社から同日に**■**万円、同月29日に**■**万円を受け取った。

(7) 請求人は、平成24年10月24日、本件不動産の登記費用として**■**円、土地測量費用として**■**円、土地売買媒介手数料として**■**円をそれぞれ司法書士事務所、**■**、**■**に支払った。

なお、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）につい

場合には連絡するよう助言した。

- (13) 処分庁職員は、平成27年6月16日、請求人宅を訪れ、面接を行った。その際、処分庁職員は、「生活保護を利用するにあたって【不正受給にならないように】(保健福祉センター社会援護課)」と題する不正受給防止のしおりを配付し、収入について申告義務があることを説明した。
- (14) 処分庁職員が、平成28年1月20日、請求人に電話し、土地売却について確認をしたところ、請求人から「売却金額は■■■■万円であり、その3分の1である■■■■万円を受け取った」、「受け取ったお金については、請求人の長女の大学費用に充てた」、「遺産分割をする際に司法書士に依頼したので、お金がかかったが、領収証等があるかわからない」旨の話があったため、処分庁職員は、受け取った金銭は、支給した扶助費の範囲内で返還になり、領収証などの挙証資料がなければ、経費は認めることができない旨説明した。
- (15) 処分庁職員は、平成28年2月2日、請求人宅を訪れ、面接を行った。その際に、処分庁職員が、請求人に土地売却に関する資料について確認すると、資料はまだ見つかっていないとのことだったので、土地売却の資料を探し、早急に持参するよう指示した。
- (16) 処分庁職員が、平成28年2月16日、請求人に電話をし、土地売却の書類について確認したところ、請求人から、■■■■万円を分割した内容の書類が見つからないとの話があった。
- (17) 処分庁職員は、平成28年3月10日、同月22日、同年4月8日、同年6月8日、同年7月15日、同年8月23日、同年9月15日、同年10月24日、平成29年6月28日、同年8月8日に、請求人に対し、土地売却に係る資料の提出を指示した。
- (18) 処分庁職員は、平成29年9月11日、■■■■氏に電話をし、土地売買に伴う収入について分配金を得ているか確認したところ、請求人から土地の売買については話を聞いていたが、売買に伴う収入は受け取っていないとの回答を得た。
- (19) 請求人は、平成29年9月21日、処分庁に対し、次の内容の生計状況変動届を提出した。

「平成24年10月16日 [REDACTED] の売買契約の手付金として、 [REDACTED] 円受取りました。

平成24年10月29日同上の土地売買契約残代金として [REDACTED] 円受け取りました。

その内、登記費用として [REDACTED] 円、領収書は確認中 ([REDACTED]) 土地測量費用として [REDACTED] 円 ([REDACTED]、平成24年10月29日支払 土地売買媒介手数料として、 [REDACTED] 円 [REDACTED] 平成24年10月29日支払)

(20) 代理人は、平成29年9月27日、「ご連絡」と題する書面に遺産分割協議書及び領収書を添付し、FAX送信にて処分庁に提出した。当該「ご連絡」と題する書面には、不動産売買代金の分割について、次の内容の記載がある。

「本件相続不動産は、 [REDACTED] 万円で売却されたため、当該協議書に則り、各相続人が [REDACTED] 万円ずつ相続することになります。

その分割の状況につき、当職が相続人の [REDACTED] 氏、 [REDACTED] 氏に電話にて確認したところ、両人の好意で、当時大学生であった [REDACTED] 氏の長女に対して、学費の援助として贈与したとのことでした (なお、当時、その長女は [REDACTED] 氏と世帯分離をしておりました。)。そのため、各 [REDACTED] 万円については、長女への金銭引渡しの便宜上、実際に [REDACTED] 氏と [REDACTED] 氏を経由せずに、 [REDACTED] 氏の手元にあった売却代金の中から長女に直接渡しております。

この点に関しても客観的な資料はございませんが、 [REDACTED] 氏と [REDACTED] 氏にお問い合わせ頂ければ、確認を取ることが出来る事実になります。」

(21) 処分庁は、平成29年9月28日、本件処分を行った。本件処分通知書には次のとおり記載がある。

「1. 徴収額および算出根拠

(1) 保護に要した費用 (支払った保護費) 1, 200, 000円

(2) あなたが返還しなければならない金額 (生活保護法第78条に基づく徴収額) [REDACTED] 円

2. 生活保護法第78条を適用する理由

平成24年10月、土地売却収入を得たが消費してしまったため、
法第78条の決定を行う。」

- (22) 処分庁は、本件処分に当たり、 氏及び 氏に対し、同人らが本件不動産の売却収入のうち同人らの持ち分を、請求人又は請求人の長女に譲渡した事実の有無について確認を行っていない。

3 法の仕組み

(1) 収入認定について

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これをこえないものでなければならない（法第8条）。

したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他のあらゆるもの」及び法第8条にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含む。

そして、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3（2）エ（イ））。

(2) 被保護者の収入申告義務と法第78条の適用について

保護の実施機関は、保護の適正な運営を図るため、常に、被保護者の生活状況を調査しなければならないが（法第25条第2項）、当該調査のみでは、被保護者の生活状況を正確に把握することは困難であるから、法第61条は、被保護者は、収入、支出、その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやか

に、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない旨規定する。

そして、法第78条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部または一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる旨規定する。

この点、問答集問13-1(答)②は、不正受給に係る保護費の法第63条の規定による返還又は法第78条の規定による徴収の適用について、法第78条によることが妥当な場合として次のアからエまでに掲げるとおりとしている。

ア 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。

イ 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。

ウ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不備について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

エ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。

また、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれるものと解される(札幌地裁平成20年2月4日判決参照)。

(3) 法第78条の適用に係る徴収額について

問答集問13-23は、法第78条を適用する場合、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである」としている。

4 あてはめ

(1) 「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたか否かについて

前記審理関係人の主張の要旨1のとおり、請求人は、処分庁の指示に従ってきた旨を主張していると解されることから、請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」と言えるか、以下検討する。

前記2(4)、(12)及び(13)のとおり、処分庁は、口頭又は文書により、収入があった場合や生計状況に変化があった場合には申告をするよう指示していたことが認められる。

これに対し、請求人は、前記2(5)から(7)までのとおり、平成24年10月には遺産分割協議が整い、本件不動産を売却し、本件土地の移転登記も完了したにもかかわらず、当該事実を申告せず、かえって、前記2(9)及び(10)のとおり、土地売却について登記等の事務処理が思ったより時間がかかり、土地売却について事務処理が進まない旨の申告をし、さらに、長期間にわたり、当該売却の具体的な事実を報告せず、前記2(14)のとおり、平成28年1月になって、処分庁職員から確認された際に、本件不動産の売却の事実を報告したことが認められる。さらに、請求人は、前記2(15)から(17)までのとおり、処分庁職員から、平成28年2月以降、複数回にわたって、本件不動産の売却に係る資料の提出を求められたにもかかわらず、前記2(19)のとおり、平成29年9月21日に生計状況変動届を提出するまでこれに応じなかったことが認められる。

とすれば、請求人は、本件不動産の売却が終わっていたにもかかわらず、そのことを秘して土地売却が進んでいない旨の申告をしており、虚偽の説明をしていたと言え、また、再三にわたる処分庁からの本件不動産売却に係る申告や資料の提出の指示にもかかわらず、遺産分割協議が成立してから約5年間という長期間に渡り、これに応じていなかったのだから、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」及び「実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不備について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」に該当するものと認められる。

そして、前記2(11)のとおり、請求人は、本件不動産を売却した以降も保護費を受給していたと認められることから、請求人は、「不実の申請そ

の他不正な手段」により保護を受けていたと言わざるを得ない。

なお、請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)アのとおり、私事で忙殺されたため申告ができなかった旨を主張するが、上記のとおり、処分庁職員から再三にわたり確認をされていたことからすると、十分申告する機会があったのであり、長期間にわたり報告をしなかったことを正当化する理由とは到底言えず、請求人の主張に理由はない。

したがって、請求人は、法第78条第1項にいう「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けていたと認められる。

(2) 徴収対象の額について

ア 本件不動産の売却収入について

前記2(1)のとおり、 氏が死亡した後、前記2(5)の本件遺産分割協議時まで、 氏及び 氏は死亡していることから、 氏の遺産である本件不動産について、本件遺産分割協議時における相続人は、請求人、 氏及び 氏の3名であることが認められる。

そして、前記2(5)のとおり、請求人、 氏及び 氏の間で本件遺産分割協議がなされ、同協議において、請求人は、本件不動産を相続し、本件不動産の売却代金を3分割して、 氏及び 氏にそれぞれ同代金の3分の1ずつ与えるものとされ、本件不動産の登記名義は請求人が取得するものの、実質は、各相続人が遺産につき、それぞれ3分の1の持ち分を相続するものとされている。

とすれば、本件不動産の売却によって、請求人が得た金額は、売却収入 万円(前記2(6))の3分の1である 万円であると認められる。

この点、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2(4)アのとおり、本件遺産分割協議は形式的にすぎるとして、本件不動産の売却収入全額を請求人が取得したものと認定しているが、本件遺産分割協議は、法定相続人間でなされており、これが取り消されたり、無効であるといったような事情は見当たらず、同協議は有効に成立しているものと解されるから、処分庁の主張に理由はない。

そして、本件遺産分割協議書には、本件不動産の売却に係る経費の負担について明記はされていないが、相続の持ち分の割合は平等であることからすると、本件不動産の売却に係る経費についての負担割合も平等であると考えるのが本件遺産分割協議の趣旨に沿うことから、各相続人は、本件不動産の売却に係る経費を3分の1ずつ負担するのが合理的である。

したがって、本件不動産の売却により請求人の収入として認定される額は、上記 〇〇万円から、請求人の負担分である必要最小限の経費 〇〇円 (〇〇円 (前記2(7)の登記費用、土地測量費用及び土地売買媒介手数料の合計額) ÷ 3) を控除した 〇〇円であると認めるのが相当である。

なお、請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)ウのとおり、請求人が支出した地鎮祭のために支払った初穂料についても、本件不動産の換価に要した費用として控除されるべきであると主張するが、前記3(3)のとおり、法第78条第1項の規定による徴収額の決定に当たり控除されるのは必要最小限の経費に限られるのであり、地鎮祭は不動産取引にあたって必ずしも必要なものではなく、それに係る経費は必要最小限の経費とは認められないから、かかる請求人の主張に理由はない。

イ 〇〇氏及び 〇〇氏 (以下「請求人の姉ら」という。) の相続分について

前記審理関係人の主張の要旨1(2)アのとおり、請求人は、「共同相続人間で話を詰めた結果、請求人が保管していた姉らに分割すべき 〇〇万を、姉らを介さずに長女に渡してもらったほうが便宜だろうとのことになり、請求人は姉らの厚意に甘えて、かかる金員を学費に充てるべく長女に渡した」と主張しており、要するに、本件不動産の売却収入のうち請求人の姉らの持ち分について、請求人の姉らは、これを当時請求人とは世帯を分離していた請求人の長女に、請求人を介して贈与した旨主張する。

これに対し、処分庁は、上記主張には客観的資料がないこと、 〇〇

■氏は売却に伴う収入は受け取っていないと回答しており、請求人の姉らが請求人の長女に贈与したという事実と相違すること、上記主張は費用の徴収又は返還を免れるための抗弁にすぎないこと、また、請求人の主張する金銭の流れがあったとしてもそれは実質的に請求人の姉らの相続放棄であることを理由に、請求人が本件不動産の売却収入全額を取得したものと認定していることから、本件不動産の売却収入のうち請求人の姉らの持ち分（以下「請求人の姉らの持ち分」という。）を請求人が取得したと言えるかが問題となる。

この点、前記アのとおり、本件不動産の売却収入は本件遺産分割協議により、請求人及び請求人の姉らの3名にそれぞれ分割されたと認められる以上、処分庁が、請求人の姉らの持ち分についても、請求人が取得し、当該持ち分に相当する金額が請求人にとって活用可能な財産であるとして法第78条第1項が規定する徴収の対象とするのであるならば、行政処分をする処分庁が当該処分の根拠事実である請求人の姉らの持ち分を請求人が取得した事実を明らかにしなければならず、この点について調査を怠らず、処分の重要な事実の基礎を欠くものと認められる場合には、行政庁に与えられた裁量権の逸脱又は濫用として処分は違法となるものと解する。

本件では、前記2（18）のとおり、処分庁は、■氏に平成29年9月時点において、本件不動産の売却収入を受領していないことは確認しているものの、前記2（22）のとおり、■氏が持ち分を請求人に譲渡した事実等については確認しておらず、さらに、■氏に対しては持ち分の取得について確認をしていないことから、請求人が、請求人姉らの持ち分を取得した事実について調査を尽くしているとは言い難く、法第78条第1項の規定による徴収額の決定の判断に当たり重要な事実の基礎を欠いているものと言わざるを得ない。

なお、処分庁は、請求人の姉らが請求人の長女に贈与した旨の主張は徴収を免れるための抗弁にすぎないことや、請求人の主張どおりだとするとそれは請求人の姉らの実質的に相続放棄であることなどを主張するが、これらの主張を裏付ける事実について処分庁が調査をした形跡が見

られないことや、法律上指図による占有移転は認められており（民法（明治29年法律第89号）184条）、請求人の姉らが請求人に対する債権を請求人の長女に譲渡することもできるため、請求人の姉らは金銭の占有が請求人にあるまま請求人の姉らの持ち分を請求人の長女に贈与することも可能であると考えられることなどから、上記処分庁の主張には理由がない。

したがって、請求人の姉らの持ち分を請求人が取得した点については、処分庁による調査が尽くされておらず、当該事実は法第78条第1項に規定する徴収額の決定に当たり、重要な事実の基礎を欠くものと言えるから、本件不動産の売却により請求人が取得したと認められる■■■■円（前記ア）を超える額を徴収対象とした本件処分は裁量権の逸脱又は濫用があり、違法と言わざるを得ない。

5 小括

以上によれば、本件処分は裁量権の逸脱又は濫用があり、違法であることから取消しを免れない。

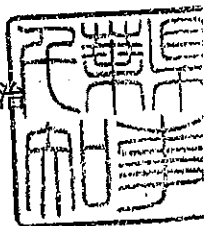
6 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年8月13日

千葉県知事

鈴木 栄 浩



別紙物件目録

1 土地

所在地 [REDACTED]
地番 [REDACTED]
地目 [REDACTED]
地積 [REDACTED]

2 家屋

所在地 [REDACTED]
家屋番号 [REDACTED]
種類 [REDACTED]
構造 [REDACTED]
床面積 [REDACTED]

